

平成24年3月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成24年3月9日金曜日 (午前10時開会)

出席議員 (15人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

欠席議員 (1人)

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	道 上 敬 二
書 記	小 林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	山 口 栄 治
税 務 課 長	三 岳 昭
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	原 清 子
住 民 福 祉 課 長	中 尾 剛
産 業 振 興 課 長	吉 永 文 典
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	下 田 勝
教 育 次 長	岬 常 春
行 政 係 長	住 吉 克 己

議事日程

- | | | |
|------|--------|-------------------------|
| 日程第1 | 議案第20号 | 平成24年度川棚町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第21号 | 平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第22号 | 平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第23号 | 平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第24号 | 平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第25号 | 平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第26号 | 平成24年度川棚町水道事業会計予算 |

議 長 これから、本日の会議を開きます。

田崎一幸議員からは、欠席の申し出がっております。

議 長 日程第1、議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」から、日程第7、議案第26号「平成24年度川棚町水道事業会計予算」までを、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としております平成24年度各会計予算については、さらに予算の編成状況、その他内容的に審査を加える必要があるかと思われまますので、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し十分な審査を行っていただき、本定例会の最終日までに審査報告書を提出願うことにしたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なし認めます。したがって平成24年度各会計予算については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定致しました。

予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

予算審査特別委員会の委員に、議長を除く議員全員を指名したいと思っておりますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 したがって、ただいま指名しました議員を予算審査特別委員に選任することに決定しました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ一人を委員会において互選することとなっております。この後、休憩をしますので、委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告を願います。

ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 予算審査特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告を致します。

委員長に村井達己委員、副委員長に波戸勇則委員、以上のとおりであります。この後、予算審査特別委員会を開いていただくため、しばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 ただいま、予算審査特別委員長より提出されました予算審査特別委員会に付託します付託区分については、お手元に配布しております平成24年度各会計予算審査付託区分表のとおりであります。

それでは、これから質疑を行います。議事整理上、会計を分けて質疑を行います。初めに、平成24年度川棚町一般会計予算に対する質疑を行います。

まず、歳入について行います。1款、町税から12款、使用料及び手数料までの質疑を行います。12ページから49ページまでです。

14番久保田 13ページ、町税です。ここに米印の改正文というのがあります。年少扶養控除廃止によるものですが、0歳から15歳までの分は子ども手当による控除だと思います。それから16歳から18歳というのは、これは多分、高校の授業料の無償化によるものだと思います。この算定基準のですね、人数掛け1万9,800円と、330人掛け7,200円、この1万9,800円と7,200円の根拠と、それから16歳から18歳までの分で、もしこれが高校授業料の無償化によるものであれば、高校に行っていない子どもに対しても扶養控除が発生するのかどうかお尋ねします。

税務課長 久保田議員のご質問、年少扶養控除の廃止にかかる1万9,800円でございます。これは町民税の扶養控除が33万円でございます。それが控除がなくなるわけでございますので、単純に所得が33万円増加をするということになります。町民税の税率は6%でございます。33万円に6%を掛けました1万9,800円ということになります。それともう一つ、16歳から18歳、いわゆる高校生の年代でございますが、7,200円、これは特定扶養控除で45万円の控除が前年度まではあっておりますが、扶養控除の33万円に落とすということで、12万円が所得として増えるということになりますので、12万円掛け町民税の税率6%掛けました7,200円が、この数字になっております。それと高校に在学をしていない、この年代の方についても扶養控除33万円ということになります。

1 番 村 井 43ページ。光ブロードバンド基盤使用料2千万円近く上がっておりますけれども、順調に加入者も増えているというような説明もございましたが、これは立ち上げる時から、今後10年後あたりに改修等でかなりの額がかかるというようなこともあります。この時点から基金を創設すべきじゃないかと思っておりますけれども、今後、どのようにお考えなのかお尋ねを致します。

企画財政課長 ただいまの村井議員のご質問にお答えしたいと思います。

24年度の予算を立てるにあたりまして、歳入歳出、光ブロードバンドに關しまして205万6千円の赤字と見込んでおるところでございます。その当初予算を組みました後に、申し込みの数が伸びてきておりまして、この見込みから若干、変わってこようかと思っておりますが、24年度に仮に歳入から歳出を控除した金額が、歩留まりができれば、見込みができれば、その時点では判断していかなければならないという状況は生まれてこようかと思っておりますのでございまして、新年度予算を組むにあたりましての歳入と歳出の見合いから考えまして、まずは歳入歳出が歩留まりができるような状況が生まれてからで検討をするということで考えておるところです。少なくとも24年度中には補正を組みまして、状況が好転するのではないかという見込みは立っておりますが、その数字が精査できるような段階ではございませんので、ご理解をいただきとうございます。以上です。

3 番 福 田 19ページ。入湯税のところですけど、説明では利用の減少傾向

にあるが、交流広場の完成による効果によって前年度並みということで計上されておりますけれど、その効果額をどのように、どれぐらいの金額として見ておられるのか。これは127ページの方の活用と言いますかね、483万円でスポーツ交流人口拡大確立支援事業費としてあります。483万円かけて効果を単年度ではありませんけれども、今後の効果を上げていくために計画されていますけど、今年度の単純に完成した時点での効果額がどのように見積もられているのかお聞きしたいと思います。

税務課長 入湯税のことです。19ページの説明書欄に、税務の方で過去のくじゃく荘、しおさいの湯の入湯客の推移を判断を予測をしております。その結果、合計欄に797万5千円ということで、税務サイドとしては、これぐらいになるのではないかと、800万円に2万5千円不足を致します。しおさいの湯の入湯客1人当たり50円でございますので、500人程度の、これが良いのか悪いのかというのは別に致しまして500人程度の効果はあるんではないかということで、前年度額の800万円を計上致しております。以上です。

5 番 三 岳 17ページの固定資産にかかるものですね、家屋の税額の算出でございますけれども、昨年と比べて約4千万円ほどですか、これは3年ごとの評価替えによる減額ということをお聞きしましたが、この率を見てもですね、約12%ほどの評価替えによる、いわゆる軽減等による評価替えで下がる率というふうに解釈していいのかなと思っておりますが、これはたぶん3年前もですよ、このぐらいの率で見込まれたかどうか、率的に大きいんじゃないかなという気がするんですけども。

税務課長 固定資産税の現年度分の家屋の分についての減少率と言いますか、3年に1回での評価替えに影響して大きいのではないかとということでございますが、家屋につきましては評価替えによります減額分がですね約4,200万円ほどございます。そういうことで、他には家屋の解体による減少分とか、逆に新築によつての増加分ということもありますが、評価替えにかかる分につきましては4,200万円という算定数値を基に家屋全体でそのように算出を致しております。3年前につきましては、若干、パーセントでいきますと2ポイント程度落ち込みがございまして、家屋につきましては、前回93ポイントほど下落をしております、今回88%ですの

で、約5ポイントの差がございます。

1 2 番 田 口 35ページの地方交付税について聞きますが、24年度は前年度に比べて8千万円の地方交付税の増を見込んであるということですが、地方交付税の算定の基準みたいのがあってですね、例えば人口とか道路の長さとか、そういうものがあるって計算されるんでありましょから、その増額になるという要素はどういうものなのかということをお聞きしたいと思います。すなわち人口が増えているわけでもないし、道路が伸びているわけでもなかろうと思うんです、どういう計算をして増額になるのでしょうかということをお聞き致します。

企画財政課長 予算書の34ページ、35ページ。9款、地方交付税でございます。この内容につきましては、先日の資料の4ページに記載をしておりますが、地方交付税の伸ばしておる根拠となりますのは、地方財政計画において若干の増額方針で、これは全国ベースでの0.5%増でありまして、本町にどういう影響があるかというのは定かではないところでありますが、そのような見込みを立てておるところです。普通交付税で5千万円の増、特別交付税では過去の実績から3千万円の増ということで、ただいまご質問で普通交付税の計算のかたちとして、どの様な算式になっていくのかというようなことですが、人口が伸びていない、道路の延長等の伸びが少ない等があるって、なぜ伸びるのかということになりますと、人口一人あたりに掛けます単価が国で示されておまして、これは毎年見直しがなされます。ですから、仮に100円掛けるところを110円とか、120円とかというような掛ける係数を国が示して、地方交付税の基となる需要額、基準財政需要額というのをはじき出しまして、収入額にどうなのかということまで関係してきますので、人口が伸びる伸びないという要素も当然関係しますが、その年その年の交付税については、税収が下がる状況であれば、それを補うために交付税が伸びるといのは出てきますので、いろんな要素が絡んできますので、ただいまご質問の一つの要素だけではないということをご理解をいただきとうございます。以上です。

議 長 よろしいですか。次に進みます。

13款、国庫支出金から20款、町債までの質疑を行います。50ページから93ページまでです。

4 番 堀 田 90ページ、91ページの消防費についてお尋ねを致します。

消防費の1,370万円の中の施設整備事業費、それからその下の一般単独事業債、こういったものはどういったあれで2つに分けられているのでしょうか。そのへんをお聞きしたいと思います。

企画財政課長 予算書90ページ、91ページ。5目、消防債、ここで施設整備事業債一般財源化分と、一般単独事業債一般事業分ということで組み立てを分けております。これは消防自動車を一台更新をする予定で、事業費は1,500万円程見込んでおる訳ですが、その中で以前、補助がありました消防自動車の更新に対する補助がありました分が、補助の廃止となったことを受け、交付税で100%みる制度が一般財源化分ということでありまして、その一般財源化分という組立てと、もう一つは一般事業分としまして交付税措置がないものということで起債のメニューが変わります。そのことからこのようなことで組み立てをしておるところでございます。以上でございます。

5 番 三 岳 73ページでございます。財産収入の利子及び配当金の中で、先の説明の中では、庁舎建設基金の利子、これについては計上漏れというようなことだったと思いますが、これは103ページの歳出ですが、庁舎建設基金というのが、今回5,240万円積み立てられるということで、その分に対する利子が今後、補正等で計上されるという理解でよろしいかどうか確認をしたいと思います。

企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、当然、3月の補正で7億240万円ほど補正を組みまして、基金の創設になったわけでございますが、24年度もここに予算を計上しておりますとお積立を行いますので、それに基づいての利子が発生する数字をつかみ、補正を行わせて整合性を図るということでございます。以上でございます。

1 4 番 久 保 田 県のモデル事業として、5歳児発達支援推進事業補助金というのが、前年度は49万6千円ございました。65ページです。県の支出金のところですが、昨年は5歳児発達支援推進事業補助金というのが49万6千円ありましたが、今年度からは町単独でいくということで、ここで消えておりますが、そのことを確認致します。本当に単独でいかれるのかどうかということ。

健康推進課長 5歳児の関係につきましては、24年度から補助がないということで、単独ということになります。その事業を組んでおります。以上でございます。

1 5 番山口 85 ページですが、観光事業収入 1 千万円、これはもう昨年 1,300 万円だろうと思いますけれども、今回、多目的交流広場が完成してですね、それを活用して、やはり大崎への集客、その他に、いろんなかたちで努力しようと、そういう中で例年通りの 1 千万円というのは、逆に言えば努力目標としては少ないんじゃないかと。逆に言えば、もう少し、あれだけの施設を造って、お互いががんばってもう少し観光収入というのをですね、上げていくようなかたちの予算計上をできないのかどうかお尋ねします。

産業振興課長 お答えします。この 1 千万円については、今、指定管理者の観光協会とのヒアリングにおいて 1 千万円ということで提示をされましたので、そのまま計上をしておりますが、24 年度の事業を考えるとですね、先程、議員がおっしゃいましたように、交流広場が完成しましたので、そこを有効的に使って、宿泊と温泉施設を活用していくということでは確認しておりますが、まだその具体的な目標と言いますか、そういうことが判然としなかったために、1 千万円ということで、昨年と同様の金額を上げさせていただきました。以上です。

1 2 番田口 ただいまの 85 ページの観光事業収入ですが、私も内容を聞こうと思っておりましたが、今の説明ですと宿泊料などという説明ですけれども、先程の入湯税のところ、宿泊客は 9,500 人と見込んでありますので、それに宿泊費の単価を掛けると、例えば一泊 3,000 円を掛けても 2,700 万円ぐらいにはなると思うんですね、この 1 千万円というのは少ないのではないかと。それとこの入湯税の予定している人数としても、整合性がないのではないかと思います、いかがですか。

産業振興課長 お答えします。観光収入についてはですね、収入ではなくて、指定管理を出している観光協会が、全部、利用料金制ということで事業を展開しています。全て収益と言いますか、宿泊費とか、そういったことで収入を得た中から経費を引いた残りを、最終的な利益の分を町に出していただくというかたちになりますので、その分で観光協会の決算から、うちの収入が決まるというかたちになります。うちがヒアリングをして 1 千万円ということ、来年度の計画が、観光協会の計画が 1 千万円ということでしたので、1 千万円ということで計上をしております。

1 4 番久保田 関連して尋ねます。1 千万円のところにこだわっておりますが、

昨年は1,300万円というのが上げられたんですから、それを目標にして、努力して少しでも指導する、促すということにはできないんでしょうか。

産業振興課長 お答えします。指定管理者側の観光協会には、とにかく努力をしてくれ、1千万円ではなくてですね、そういったかたちでお願いをしております。今回、23年から24年も予算をとっておりますけど、大学との連携事業の中でですね、こういった活性化と言いますか、そういったことを含めて、できるだけその利用についてはですね、そのままではいけないような状況になっていますので、そういったところを踏まえてお願いをしております。指定管理を依頼する側としては、努力をしていただくようお願いをしておりますので、ただ、観光協会との先程から言いますけど、ヒアリングの中で24年度は1千万円、23年度の予算と同様ということになっております。

議 長 それでは、ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 歳出に移ります。1款、議会費から4款、衛生費までの質疑を行います。94ページから125ページまでです。

1 1 番 小 田 予算書113ページ、予算説明書の9ページ。民生費の地域支援合い事業費約250万円についてお尋ね致します。これは町長の政策に関する説明書、それから地域見守りネットワーク協議会設置条例とも関わるというふうなことで、内容をちょっとお尋ねしたいと思います。六点ほどあります。よろしくお願い致します。

説明を受けた中にですね、要援護者の情報収集というのがありますけども、それはどのような手段で、いつまでにするのかということです。次に、個別避難支援計画というのがあるが、説明を受けましたけども、その内容の構想はどのようなものであるかということです。次に、社会福祉協議会へのシステム拡充というふうなことを説明を受けましたけども、それは具体的に何を指しているのかということです。それと、援助を必要とする方への情報伝達手段というふうな方法をですね、具体的にどのような方法を考えておられるのか。次に、避難体制の整備を図るとあるが、誰がどのような行動をとるように想定をしておられるのか。最後に、避難先はどのような場所を想定し、避難者の世話をする体制は

どのように考えておられるか。以上、よろしくお願ひ致します。

住民福祉課長 地域支え合い事業費についてのご質問だったろうかと思いますが、多少、質問事項が六点ほどとおっしゃいましたが、私が漏れをするかもしれませんが、その時はご指摘をいただくことにしまして、まず一点目の要援護者のことですが、条例の中でも説明をさせていただきましたが、要援護者の対象につきましては、先日の条例の中で説明をさせていただきましたが、どういうものかというところですが、要援護者の分につきましては、まずご本人がこういう自分の状況に応じて、支援をする方等があられましたら、そういう方を含めましてネットワークというものを作るようにしております。例えば、ご本人がいらっしゃるとして、その支援者が民生委員であったり、近くのご近所の方であったり、そういう方を支援者というふうに呼んでおりますが、そういう方が何人か揃われると、ネットワークというものを構築してまいります。その中で、それは例えばご近所の方であったりするケースもあるかと思いますが、例えば遠隔地の方であったりするかもしれませんが、そういう方を含めまして支援者という呼び方をしておりますが、そういう方が何人か揃われた時点でネットワークというものを作ってまいりたいというふうにご考えております。

二点目の、個別の支援計画という部分については、個別支援計画の中には、ご本人の例えば病院にかかっているとか、介護保険を使っているとか、そういう部分の情報などを逐一、網羅したものでありまして、その中身の中には要援護者ネットワーク台帳というものを作るようにしておりますが、その中には、例えば災害時にはどのような経路で避難をされた方が、一番有効に避難ができるかという部分も含めまして、例えば地図情報なども含めて、これらを作る予定にしております。

三点目の社協についての延伸という部分を説明をさせていただいておりますが、支援台帳管理システムの社会協議会への拡充ということで、説明をさせていただきましたが、この部分につきましては、町が集約しているシステムについて、町が集めている情報についてシステム化を図るようにはしておりますが、このシステムについて基本的には社協にも、その情報を共有できるようなかたちのシステムを立ち上げようというふうにご考えております。ただその部分については、まったく町と同じ情報を、そのまま社協に出すのかという部分では、

そこはちょっと違う部分があるかと思いますが。システムの中で、制限をかけたりしながら社協にも情報を伝えたいというふうに考えておりますが、そこは今からのシステムを運用していく中で、具体的にはご本人が台帳について、作成を同意されている分についての部分を社協にもネットワーク上で持ちたいというふうな考え方を今のところは持っております。

情報伝達の手段の問題でございますが、町が保持する情報については、システム化を図りますが、それを紙ベースで民生委員さんなどを中心に配りたいというふうに思っております。もちろんそれは紙ベースでの情報伝達ということになるかと思いますが、そういうことを今考えておりますので、ただそれをどこまでは把握するかについては、現在、立ち上げています委員会の中でも論議をしていただいて、どこまでが可能なのか、その配布先も含めて検討中でございます。

避難先については、どこを考えておるかというご質問でございますが、基本的には現在、防災計画などで予定をしています避難先を、現時点では想定を致しております。

議 長 答弁漏れがありますか。もしあったらどうぞ。

1 1 番 小 田 全て、ここに今言われた返答の中にですね、本人の問題と、あと防災計画の中にあるというのは、やっぱりこれはこのような地域支え合い事業というのはですね、地域というのが一番がんばっていかなければならないと思います。私はその要するに地域資源を活用するというふうな意味でですね、最大の資源は人と人とのつながりであるというふうに考えます。そこでやっぱりもう一步、深く考えてですね、本当の机上論にならないように情報収集をもっと努力をされまして、この予算の250万円が有効に活用できるように願います。あと一つは、質問の中で漏れていたものはですね、避難体制の整備を図るというふうに謳ってありますけども、その中に具体的にですね、誰がどのような活動をするのか、防災計画の中での避難場所と言えば、おそらく遠距離になると思います。そこで、例えば地区の公民館などを拠点として、もうちょっと狭い地域での構築というのは考えられないのかお尋ね致します。以上です。

住民福祉課長 議員ご提言の、いわゆる人をうまく活かさないという部分については、まったくそのように考えます。それはもちろん、現時点でも各地区におかれましては、そういう見守り体制というのが、あえて町の方からこういう

ことを提案する以前にもできている地区もございますし、現に非常時には、それを実行していただいているという事実もございますので、そういう人と人とのつながりの部分というのは見られると言いましょいか、大変、大きな資源だというふうに考えておりますので、今回の計画を進めていく上でも、その延長上にですね、この計画があるというふうにご認識いただければと思います。あと、狭い地域での計画の推進と言いましょいか、そういう部分では、先日、私、条例の中で地区単位で進みますということを申し上げたつもりだったわけですが、その地区単位ということについては、いわゆる行政区という部分でも、当然それは単位として想定をしておりますが、例えばその下には班と言いましょいか、組と言いましょいか、そういう部分の既存組織がございますので、そういう部分でのもう少し、行政単位よりかもっと下のと言いましょいか、下の単位でのまとまりと言いましょいか、そういう部分での活用をしていって、それらがまとまった部分が行政地区単位の中にできているというイメージを持っているところがございますので、そこはうまくそういう意味での、地域にあったような実情にあったような作り方をされてもいいと思っておりますので、体制づくりの中ではそのようなことも考慮に入れながら進めていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 この件はですね、条例の審議をして、今、委員会付託になっておるわけですね、中身については今、ご質問もありましたけども、予算の中で推移的な面がどうなのかというのは、当然、絡んでくると思うんですけども、制度的な面について、どうしてもここでもっと質問したいというのであれば受けましょけれども、予算審査の枠であり、今、委員会付託の状態でありますので、その中でそれぞれ所管委員会の方にお伝えするなどして、その問題点なり、内容の把握をしていくということも手法としては残されておりますけども、どうしてもご質問が必要であれば、お受けしますが。

1 5 番 山 口 関連ですが、大変、東日本大震災から1年が経って、いろんなかたちで防災に対する検証が行われている中ですね、地域の絆云々というのが報道されております。そういった中で、地域支え合いネットワークというんですか、これが作られることは良いことだろうと思っておりますが、今、条例から説明を聞いておけばですね、なんとなく全部で立ち上げて下さいと、そしてあとは地域で勝手にしてくださいと、そんな感じしか受けないわけです。たかだか、非

常に失礼でございますが、予算にしても250万7千円、これで果たしてどうかたちで進むのかと、おそらく行政区というのは川棚で考えた場合37行政区があるわけですから、その中で、やはり立ち上げるからにはですね、やはりもっと予算等をもう少し増やすなり、それが不可能であればですね、この250万7千円の予算を活用してですね、例えばそれぞれ東部、南部、中部、西部とか、そういった地区別にですね、モデル地区でも作ってですね、本当にやるんだと、そういうふうな気持ちでやらないとですね、これはおそらく、先程の小田議員の質問じゃございませんけれども、それこそ絵に描いた餅、そんな格好になって、机上の空論になる可能性があるかと。せっかく立ち上げるのであれば、おそらく行政37地区同時には立ち上がらないだろうと、当然、そうすればその中で各地域にですね、やはりモデル地区なり立ち上げて、その中でお願いして、こういうふうなかたちでネットワークというのを構築していくんだと、そして構築をお願いしたいと、そういうふうな要請をしないとですね、せっかくの良い計画が、ただなんとなく尻すぼみになる可能性もあると、250万7千円せっかくの予算でございますので、ただこれがマニュアル作りとか、そういったことに終わるのではなく、有効な活用がされるように考えておりますが、その点はどうでしょうか。

住民福祉課長 山口議員のご質問にお答えします。ただいまのご質問の件に関しましては、先日の私の条例の補足説明の中でも申し上げましたとおり、この考え方を地域に下ろして行って、一気にこれがすぐできるということは考えておりません。年次的に先日の補足説明の中でも申し上げましたとおり、各地区におきましては年次的に進めていくと、そしてその具体的なやり方としましては、モデル地区と言いましょいか、そういう部分の取り組みが一番大事だというふうに思いますので、一気にこれができるものということは考えておりませんので、年次的な計画の基に、今、提言がありましたモデル地区等も設定をしていきながら、これを順次、地域に下ろしていきながら、そして実のあるような計画づくりをしていきたいというふうに考えています。以上です。

4 番 堀 田 124ページのし尿処理費4,088万円前年度と比べて増加をしておりますけれども、その増加分のことを教えていただければと思います。

住民福祉課長 し尿処理費の分担金について、ご説明致しましたように増額になっておりますが、手元にちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど

説明する機会をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

議 長 この件は、休憩の後の会議の折に報告を受けるようにします。またその折に何かあれば質疑してください。

1 4 番久保田 二点ほどお尋ねします。115ページのですね、3款1項2目、説明の3のところですけども、更生医療給付費がですね前年度よりも490万円程減っております。この理由とですね、それから121ページ。衛生費の中の4の1の1の2の母子保健事業費、先程、県のモデルから外されて町単独で予算を組むと言われて、ここに入ってくると思うんですけども、昨年2,151万円、今年が1,988万8千円です。162万2千円も少なくなっておりますが、単独としていくなれば減った理由ですね、そして重点的に思われて単独でいくと考えていらっしゃると思うんですが、今行われている1歳半検診、3歳児検診の回数よりも、今は少なくなっております。そして、けども前年度は72名の5歳児が検診を受けている。どのぐらいの重きを置かれるのか尋ねます。

住民福祉課長 115ページの更生医療の件につきまして、私の方より答弁させていただきます。更生医療につきましては、人工透析など、大きな費用がかかる病気に適用される制度でございます。昨年の予算より減額になっております。その分については、先程言いましたように、昨年まで更生医療いわゆる人工透析の患者の方がいらしたわけでございますが、その方が去年の暮れに一人亡くなられて、対象者が減ったことが減額の原因でございます。

健康推進課長 久保田議員の質問にお答え致します。母子保健事業にかかる減額の分でございますが、まず母子保健事業の分で、出産祝い金というのがございます。この中で1件につき10万円の予算を計上しておるところですが、前年30人から24年につきましては25人ということで、50万円の減というのが一番大きいかと思います。それと、賃金の関係で、各種検診いわゆる1歳半、3歳児検診、5歳児検診において、在宅での看護師、それから歯科衛生士等の雇用を計画をしております。しかし、近年その専門職的な方が雇用がですね、なかなか厳しいということがありまして、減額をしている分が主なものです。それと5歳児検診の回数でございますが、23年度は4回実施を致しました。24年度につきましては5回程度ということで考えております。1歳半、3歳児、それぞれ6回、前年度変わりなく実施をしたいと考えております。以上で

す。

1 5 番 山 口 99ページでございます。いわゆる企画費の中で、国際化推進事業費134万5千円については、川中生徒を中国の瀋陽市への派遣の経費だろうと、経費ということで、中国というのは瀋陽市だろうと思いますが、これは今、国際化に対応できるようなですね、子どもを育てようというのが今の日本社会の潮流でございます。その中で小学校等にも、いわゆる英語の導入とか、そういうのが図られてきていると、それでこの中国へ派遣されたですね、生徒というのは代表者が何名かなんですよね。それをどういうふうなかたちでフィードバックされているのかどうかですね、これは一方的な中国への派遣だけなのか、将来的には瀋陽市からも、どうぞ交流で来て下さいと、そういうことを考えられているのか、もう一つは将来的には、これはずっと続いている事業だと思いますので、瀋陽市との姉妹都市とか、そういったことの提携も含めてですね、考えられて毎年事業を行われているのかどうかお尋ねをしたい。これが単に代表者が中国に派遣されて、ホームステイなりして、その代表者だけが良かった、良かったでは、これは単なる代表者の事業だけにしかないと、せっかくのこれだけの金を使って実施されるわけですから、そういった部分のフィードバックなり、その他含めてですねお尋ね致したいと思います。以上です。

企画財政課長 ただいまのご質問にお答えを致します。順番がちょっと行き違いになろうかと思いますが、よろしく申し上げます。

まず受け入れに関しては、過去に22年度に実施をしております。しかし、訪問の方が長く実績は上がっております。受け入れは22年が初めてでございます。相手の瀋陽市の担当の方からは、もっと頻繁に来たいというような意向もつかんでおる訳ですが、24年度につきましては、こちらからの訪問というかたちで計画をしておるところでございます。

姉妹都市につきましては、具体的にまだそこまでいっておりません。もう一つの、代表者としますものにつきましては、生徒6人ほどの規模で派遣をしております。中学生を対象にしております。それで訪問団という結成をしまして、訪問させておりました。その経験と感動なり、成果については報告書を出していただき確認をしているという状況でございます。後々の成長段階においての、この事業における効果または影響等につきましては、把握は今のところはしておりませんが現状でございます。瀋陽市の状況でございますが、人口

規模が、うちとかなり違うのが一つあるわけですが、これまでの交流を基に計画をしているという状況でございます。

1 5 番 山 口 回答漏れがですね、こういうふうな事業というのは積極的にやっていただきたいという考えなんですけども、それがどうしても派遣ということになれば、代表者に絞らざるを得なくなるんです。何事にしてもね。それが代表者だけが、そういうふうな感覚とか、そういうのをした場合には、その代表者の何名かの特定の人間だけになってしまうと、だからこれをトータル的に中学校の代表であれば、川棚中学校の代表を派遣するわけですから、当然そのフィードバックとしてね、川棚の中学校、川中の生徒全部にですね、何らかのかたちで還元していただきたい。そういう方策がとられているのかどうかというのを一点、回答漏れなんですけれども、よろしいでしょうか。

企画財政課長 ただいまのご質問でございますが、具体的に中学校の方でどのようにフィードバックをしていらっしゃるかというところまで把握をしておりません。しかし機会があるごとに校長先生との話の中では、貴重な経験ということで、または学校での報告は若干はされておると思います。今年度、実施するにあたりですね、中学校との協議をする中で、ただいまご質問等ありましたことにつきましては対処していきたいと思っております。以上でございます。

議 長 事業内容に入ってくると教育委員会の所管に、今ずっと入ってきよっとですよ。委員会の折にご質問をしていただくのがベターかと思いますが、教育委員会が一応、答弁がありますか。

教 育 長 山口議員の質問にお答えします。正直なところを申し上げまして、中学校の方で報告会とかやっているかというのは把握しておりません。ただですね、山口議員がおっしゃったような視点は非常に大事な視点でございますので、本年度そこらあたりまで中学校で可能かどうかというところを含めて確認をし、またそういうことができるようにやっていきたいと考えているところであります。以上です。

議 長 所管委員会の中で、また山口議員、所管になりますので、内容的にですね。

1 番 村 井 117ページ。児童福祉総務費の中に、町立保育所の民営化ということの説明がありましたけれども、説明書の中に移譲法人選考委員会ということが出てきております。現在、これがあるのか。あるとしたとして、委員の

構成といったものはどういった人達が充てられているのか。それと、この民営化、来年の4月1日というような目標でございますけれども、現在、どういった取り組みをされているのかお尋ねを致します。

住民福祉課長 本件につきましては、移譲法人の検討をする会を立ち上げまして、現在、検討委員会を1回開催させていただいたところでございます。その取り組みをしておりますが、委員の構成につきましては、行政の代表者と公益の委員の方と、そして町立小串保育所の役員さん、代表の方に入らせていただきながら、その委員会を現在、1回開催をし、あと1回、今月中に開催をする予定で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

1 5 番 山 口 1 0 1 ページ。諸費の中です、地方バス路線運営事業費というのは、これは歳出の予算説明の中でもあったわけですが、東峠線の、いわゆるこれについては24年9月までの1年分と、運営事業費として。それから内海線の24年9月までの半年分ということなんですが、これから読めば年度をまたいでの、いわゆる東峠線は1年分、そして契約の時期が違うのかなと判断しているわけですが、この内訳とですね、事業費というのが、補助の分が半年分ずつで契約されているのかどうか、そのところを教えてくださいと、そしてその経費がそれぞれ東峠線と内海線どういう内訳なのか、これをお尋ねしたいと思っております。

企画財政課長 ただいまのご質問にお答え致します。予算書101ページ、地方バス路線運営事業費270万円の見積もりの状況ですが、バス路線の補助につきましては、10月始まりの9月繰り目という制度が国、県ならびにありまして、それによりまして東峠線は、今まで過去ずっと補助をしてきておりますので、昨年10月から24年の9月までの1年間の欠損の状況に基づいて補助をする用意をしておるところでございます。その金額が160万円と見積もっておるところでございます。合わせて内海線につきましては、やはり運行の状況が芳しくないという企業努力を今まで行ってきたが、応分の補助をお願いしたいということで、波佐見と川棚に申し出がありまして、これにつきましても9月終わりというスパンがありますが、4月始まりの半年間ということで協議が整いましたので、そのような予算措置をしておるところでございます。内海線110万円と見積もっておるところでございます。金額の状況につきましては、路線の距離、バスの運行の回数、乗車の状況と、いろいろ絡んできますの

で、見積的には以上のような見積もりをしておるところでございます。

1 5 番 山 口 内海線は、今年度からということですか。今まではなくて、いわゆるこの補助事業については、内海線につきましては来年度からと、24年4月からと、従来はなかった制度でございますね。それだけ確認しておきます。

企画財政課長 そのように理解していただきたいと思います。

8 番 波 戸 予算書の99ページ。企画費の中に地域公共交通体系の確立に要する経費として800万円が実証実験費と上げられておりますが、実験の方法または内容をお尋ね致します。

企画財政課長 お答え致します。実証実験につきましては、現在、アンケート調査をコンサルタントで行っておる状況でございます。その地域公共交通のシステムの確立に向けて作業をしております。そこで実証実験を行う計画をしておりますが、これにつきましてはコミュニティバスの運行経費と、福祉タクシー的な運行の予想を立てておりまして、その二つのものをにらんでおりますが、金額的には福祉タクシーの分で試算をしておりますものが800万円程試算をしております。3,800人ほどの対象者に対し、70%の利用と見込んでおりまして、一月1,000円分の交付をして、3ヶ月分交付をしたとしまして798万円程の数字になりますので、800万円の経費を見込んでおるところでございます。コミュニティバスの運行につきましては、キロ300円ほどで試算をしまして、過去の内部の検討会ではじき出しました年間10万キロの4分の1、3ヶ月分ですね2万5千キロの300円で750万円という試算を組んでおるところでございます。何分にも、まだどの方法でやるかというようなところが見えてきていない状況での予算化となっておりますので、見込み計上というかたちでございますが、川棚町に適するのは福祉タクシーまたはコミュニティバスではないかというところでの見積りをしておるのが現状でございます。以上でございます。

議 長 次に移ります。次に5款、労働費から8款、土木費までの質疑を行います。126ページから147ページまでです。

6 番 毛 利 二点ほどお尋ね致します。135ページ。漁村再生交付金事業、この中に三越地区の漁港施設整備と漁場整備事業、この漁場整備に関しては、ナマコと海底耕運ということで定例的なものがあるかと思っておりますけども、片方の三越地区の漁港整備ですね、これが今年、調査測量設計ということで上がっ

ています。この分の今後の計画と言いますか、構想的なものがあれば詳しくお尋ねしたいということと、143ページ。一番上にあります社会資本整備総合交付金事業、この中にですね、東臨港線、この改良工事ということで、200mですか、改良が上がっております。この臨港線の改良と言いますと、おそらく拡幅になるかと思うんですけれども、以前から財務省ですかね、土地を購入されて計画されてきたことと思いますけれども、あの一体は県営の事業で臨港道路の整備をされております。そのへんも含められて、今後、大型車などの通行も考えた拡幅を考えておられるのか、そのへんについてお尋ね致します。

産業振興課長 私の方から漁村再生交付金事業についてご説明を致します。三越の漁港の改良なんですけど、内容につきましては外郭施設の新設改良による港湾の静隠度の向上、それと係留施設の改良による漁業活動の効率化ということで行ってまいります。まず、施設の改良なんですけど、予定としては片島の沖といえますか、三越の漁港、防波堤の外側にもう一つ漁港施設がありますけど、そちらの静隠度を確保するというので、沖に防波堤を設置、新設をします。それと、三越の現在ある防波堤ですね、施設を延長をします。それと係留施設の改良ということで、今現在、護岸については、小さな船がありますので、乗り降りに不便ということもありますので、そういうところで階段式の護岸ですね、それと一番奥の方に低いところに、栈橋がありますので、それを護岸に改良をしていくということをしてしております。24年度につきましては、昨日説明致しましたように、実施の測量と設計を行っていくということで予定をしております。以上です。

建設課長 毛利議員の質問にお答えをしたいと思います。

東臨港線の社会資本整備総合交付金事業での対応でございますが、これにつきましては現在、港湾道路の開通も来年に大体予定をされておりますが、それによって交通量が増えるという要因もあろうかと思っております。それ以前に、現在はですね、高杉住宅と言いますか、DCの横の付近の住宅地なんですけど、ここについてはですね、今、下百津地区内の里道とかですね、車の通行がないところを今現在使っております。それ以外に、一般の歩行者については、現在の道路を使っておられるんですが、工場からの大型車等もありますので、それに合わせて歩行者の安全対策をすると、合わせて二車線道路に拡幅をするという考え方でおります。これにつきましては、DCから国道までをこの計画で進めて

いくという考え方にしております。それで、これについては数カ年の継続事業で進めていくと、現在、この200mの分については、財務省用地を予定をしておいたわけですが、この分がですね、用地の取扱いが財務省が内規的なもので変わっておりまして、町が分筆業務をしてしまわないと鑑定評価と売買の契約をしないということになりましたので、現在、その作業を進めているところです。以上です。

6 番 毛 利 先程のお答えに関して一点だけ確認をさせていただきたいんですけども、三越地区の漁港施設整備に関しては、県の支出金がおそらく半分ぐらい出ていたんですかね。今後も町の事業として漁港整備をやっていくということによろしいですか。

産業振興課長 今後も同じように町営事業、町が行う事業として補助をもらいながら、交付金事業として取り組んでいくということです。以上です。

議 長 ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 質疑に入る前に住民福祉課長から、発言の申し出があっておりますので、これを許可します。

住民福祉課長 午前中の質問の中で、堀田議員さんの質問がありました。124ページ、125ページでございますが、し尿処理施設分担金についてのことでございますが、昨年度に比べ4,088万8千円増加をしておりますが、福祉組合ではご承知のとおり、昨年度まで老人ホームひさご荘の改築の工事を行い、各施設合わせたところでの分担金全体が大きくなっておった経過がございます。そこで、昨年度は三町の分担金の平準化を図る目的で、し尿処理施設について福祉組合内における汚泥再生処理センター基金というものを持っております。この基金からの取り崩しを行いまして、これに充てていました。要は、三町の分担金を平準化する目的で、この措置をとっておったものでございます。今年はこの措置がなくなったことにより結果的に4千万円近くの、比較では4千万円近くの増になったものでございます。以上でございます。

議 長 引き続き5款から8款、土木費までの質疑を行います。

1 3 番 森田 二点ほどお尋ね致します。まず、1 3 1 ページの農業振興費の中の8番のですね、イノシシ緊急対策事業費ということについて、いろいろ各地区の総代さんとか、あるいは鳥獣を捕獲したりとか、そういう人達から聞く話などで抗義的に聞いていたもんだから気になっておりました。そこでですね、ワイヤーメッシュがですね5,000mだから5km、非常に長い距離になっております。それから捕獲頭数が550頭ですか、これは変わっていませんが、各地区のそれぞれの方からの要望を受けてこういうふうになったのか、どうも不十分のような気がするんですよ。しかし、5kmのワイヤーメッシュですから相当長い距離だと、各地区の総代さんの中にはですね、距離が非常に不十分で意味が無いから増やしてくれと要望しておったということでございます。もし、不足ならば補正予算で対応するかなんかできるんでしょうけれども、そこらへんはこの5kmということで改善できるものかどうか、私自身も不安に思っております。この前もですね白石郷にイノシシが出てきましてね、私が警察に通報した件もありますし、人に被害が及んだらとんでもないことになるんじゃないかという気がするんですよ。そういうことで予算の金額についてお尋ねすると、十分であるかどうかということですね。

もう一つはですね、1 4 1 ページの道路維持費の中に四点ばかり予算が組んであります。全部で2,785万円ですが、その中の一つにですね、川棚高校横の張り出し道路というのがあるんですが、たぶん暗渠の上にボコボコと石を乗せておる、あれだろうと思うんですが、210m、距離はそんなになんてすよ、そこらへんでちょっと疑問に思うものですから、その二点についてお願い致します。

産業振興課長 まず、イノシシ緊急特別対策事業についてお答えをします。

ワイヤーメッシュ柵の設置事業については、21年から行っております。各地区。23年にはですね、新谷、東小串、白石、野口、下組、それから石木ということで、約20km程度の延長の敷設が済んでおります。24年度についても各自治会、農業者が主体になりますけど、そこに要望を徴集しております、それから5kmという距離を算定しております。24年度については野口、上組、それから小串の追加と言いますか、それと岩立の地区になっております。予算についてはですね、もう既に24年度については予算要望の締め切りがあ

っておりますので、ただ実際に入札とかをして、金額が落ちて入札減になった場合には、その分の少なくなった分を手を挙げるとですね、追加ということで来るかと思っておりますので、ただもう一度、木場地区とかですねされていない地区、中山地区とかですね、まだ残っている地区がありますので、そこもこの事業で対応していきたいと思っておりますので、まだそれぞれ要望を聞いていきたいと思っております。以上です。

建設課長 森田議員の二問目の質問にお答え致します。先程、張り出し部分という表現をされましたけれども、これにつきましては張り出し歩道でございます、高校前の国道との交差点ですね、ここから高校の格技場の横の歩道のところです。これが201mです。事業としましては、現在の歩道の分が、鉄骨関係が腐食をしているということで事業を上げているものでございます。以上です。

5 番 三 岳 136、137の観光費でございますが、この中に国民宿舎の管理費ということで予算計上されております。このことはですね説明書の14ページに国民宿舎管理費ということで客室等の空調、内部改修ですね、そういったものが上がっておりますが、例えばこのこういったものを委員会の中で説明があったというふうに聞いております。年次的にそういった老朽化した施設を改修していくんだよという話があると思っておりますが、例えば一般会計ではですね査定の時には、多分、千円、2千円からですね切り詰めて査定をされていると思うんですよね。例えば今回上がっております空調とかですね、改修工事というのが緊急にやらんばいかんものかですね、かといって協会からですよ要望があったものを全て査定と言いますか、実際に例えばあと2、3年、4、5年使えるよという状態のものをですよ、現地等を見て判断をされると思うんですが、緊急性があったのかどうかですね、もう少し先でも良いんじゃないかと、そういう判断等はされたかどうかお尋ねをしたいと思っております。

産業振興課長 国民宿舎管理費についてお答えします。先程、三岳議員が言われていましたけど、この予算の計上についてはですね、観光協会、施設の指定管理者からですね、こういうところが痛んでますよ、こういうところが改修の必要がありますよということで上がってきた中で、こちらもですね内容について検討をして緊急性が高いものから事業の予算をとるということで、今回、この金額を上げております。以上です。

3 番 福 田 三点質問します。131ページの強い農業づくりにつきまして、481万円、これは大村の方に新選果場を建設する補助ということで説明書によりますと本町負担分11%とあります。そこらへんの根拠と言いますかね、本町負担の根拠、またはどういった経過でそういうふうな選果場が川棚から向こうの方に統合されていくのか、また本町のみかん等の状況と合わせて予算化された分の説明をお願いします。

135ページ、漁村再生で、またこれも説明資料によるんですけど、ナマコ関係だと思えます。海底耕運60万㎡、これが町内の漁場の中でどういうふうな割合になるのか。それと137ページ、先程の三岳議員の次の項になるかと思えます。温泉管理費、温泉管理の方は毎年と言いますか、よく計上されてくるんですけど、あまり頻繁ですので、これは年次計画的にどういうふうなサイクルで改修と言いますか、そういったのが行われるのかお聞きしたいと思えます。

産業振興課長 それでは質問にお答えします。強い農業づくり交付金の根拠ということなんですが、この根拠につきましては、川棚町から出荷されるみかん選果が主になっていきますけど、みかん選果場への出荷量の割合から、川棚町は11%ということで出しております。そして今回、なぜ川棚から大村に行くかということなんですが、大村の中央にですね、大村の選果場がありました。ここが新幹線で移転をせざるを得ないということで、それと合わせて合理的な選果をするということで、最新の糖度を測るような選果機を導入して、単価、今、平均単価が190円ぐらいを10円ぐらい上げるということで、より商品の良い物を選果していくということで、みかん自体の単価を上げていくということとを計画して、最新の施設を導入、建設をするということになっております。基本的に20億程度総事業費がかかるわけですが、今回、関係市町五市町、諫早、大村、東彼三町の担当部局で協議した結果ですね、その選果機の導入の5%を助成するというので、その分の11%ということで、この金額になっております。その分は以上です。

漁村再生交付金ですが、海底耕運ということで60万㎡ということなんですが、すいませんけど、これについては海域の割合については、今把握しておりません。以上です。

温泉管理費なんですが、温泉管理費につきましてはろ過器があります。この

濾材交換がですね、経年の劣化ということで今回計上しておるわけですが、その他、毎年、温泉成分が中のろ過器に付着して、洗浄を毎回かけなければならないということもありまして、毎年するやつもあります。それと、ここに上げております膜処理浄化槽についても7年経過したら、部品については耐用年数が切れておりますので、今回、計上しておるということで、計画的に計上しているということです。以上です。

1 2 番田口 同じく137ページの観光費のことについてお聞きします。

観光費の1番と2番のことです。右の137ページの説明によって、3番から6番までは工事の費用だというふうな説明のようですが、1番の観光費1,362万5千円の内容と、それから大崎公園管理費3,300万円の内容をお聞きします。というのは、この委託料というのが3,633万1千円というふうに、この中に大きな部分が委託料ということになっているのではないかと思われるからです。それで先程聞きましたらば、観光協会の方は集客施設によって営業を上げて、そして余った利益を1千万円町の方に納めるというふうな、先程、収入の面では説明でしたので、その観光協会には委託費は払われてないのだろうなと思うんですけども、その委託料というのは、どういうところに払われているかということもお聞きしたいわけなんです。ので、この1番と2番についてのご説明をお願い致します。

産業振興課長 お答えします。観光費の主なものですね、観光振興事業ということで、イベントに対する補助を観光協会の方に助成をしております。それと昨年からはじめております大学との連携の調査などが主なものになっております。観光振興事業については、くじゃく祭りとか、大崎海開きの綱引き大会ですね、それから大崎わいわい祭り、あと虚空蔵登山会とか、そういったイベントの経費ですね。それと地域振興観光行政行事育成ということで、祇園祭とか8月14日に行っております夏まつり、それと川棚のくんちとか、そういった公益的な事業と言いますか、イベントに対しての助成が観光費の中で主なものとなっております。

大崎公園管理費の主なものは、大崎自然公園、くじゃく園周辺ですね、自然公園の指定管理料が主なものとなっております。その他にですね、今回、若干増額になっているかと思えますけど、この部分については、昨年、海水浴場で死亡事故がっております。警察の方からですね、安全管理をなささいという

ことで、業務改善命令等が出ておりまして、その実施のための監視員の措置と言いますか、その手当で若干、指定管理料を増やしているということです。

先程の1千万円の収入なんですけど、ここの部分については国民宿舎としおさいの湯、これの営業にかかる、先程言いましたように、要は料金をとって、その中で全部観光協会の経費を見て支払って、利益の分を町が受け取るというかたちになりますので、その分の国民宿舎としおさいの湯の運営にかかる分の利益分が1千万円ということで、予算を計上しているということです。以上です。

1 2 番 田 口 確認ですが、そうすると大崎公園管理費の方は、公園の管理ということで、指定管理者も観光協会なんですかね、指定管理者に対して委託費というものが支払われていると、そうすると観光協会側から見れば、委託料ももらっている。そういったものは委託料をもらっている部分は、公園管理のために純粹に、それだけに使っているということですよね。収益の上がる部門については、収益を上げた中からコストを引いて残りを納めるというふうに、観光協会の中では、きちんとその整理されて計算されているという理解でよろしいでしょうか。

産業振興課長 観光協会の中ではですね、そういった各部門に分けて経営というか決算をされていますので、その部分できちんと分けられて報告をされています。以上です。

5 番 三 岳 私はですね、港湾費で聞くのがいいのかどうかちょっと分からないんですけども、これあの町長の施政方針の中にもあっておりますように、川棚港の埋立工事が完了するということで、この後の活用というのをですね、整備について県に要望していくんだよということを施政方針で述べられております。ただあの、実際にはですよ、各種のスポーツ団体等とですよ、そういったものをするのかと、そういった協議会的なものをですよ立ち上げて、どうしても必要だからと、町民の財産というよりも、これはもうある意味県民ですか、そういった県民の方達の財産ということでですよ、各種スポーツ団体等とですよ、どうしても造ってほしいと、そういった要望ができるような機関と言いますかね、協議会と言いますかね、そういったものを立ち上げて、例えば予算化してですよ、県に陳情と言いますか、要望に行くという、そういったことも取り組まなければですね、なかなか先に進まないんじゃないかなという気が致しましてですね、港湾費の中と、捉え方でですね、その点の今後の考えをお聞か

せいただきたいと思います。

建設課長 ただいま三岳議員から質問がございました港湾の埋立箇所の分につきまして、今の現状をお話をしたいと思います。

この港湾で埋め立てられた土地につきましては、基本的には港湾法に基づく利活用がメインでございます。ただ、これの当初計画の時に、川棚町の意見を集約をされて、県としては、その当時スポーツ施設を造ろうというような考えでパンフレット等もできております。ただ、現段階で政権も交代を致しまして、そういう中で再吟味をされて、基本的には港湾施設にスポーツ施設として名目上造るのはどうかという、現在そういうお話がなされております。そういう中で、川棚町としては、その当時スポーツ施設を建設する目的で事業が進んでいったという経過がございますので、それを強く現在要望をしているところでございます。そういう一步、後退した制度的な見解を県の方が示したものですから、町長としては初日の施政方針の中で、そういうお話をしておられます。現状としては、川棚町としては当初の計画通り進めていただきたいということで、再度、昨年ですか要望をしまして、今後もそういう考え方で進めていきたいというふうに思っております。

それともう一つ、最近の情報をちょっとお知らせをしたいと思います。県はですね、23年度で現在の利活用の方法をどうあるべきかという港湾サイドからの考え方で、今調査をされております。それが3月末には出されるんだろと思いますが、それにつきましては、また川棚町の方にも報告があるということになっております。それを見て今後、対応していきたいと考えております。それともう一つ、協議機関関係でございますが、先程言った港湾に基づく施設でございますので、表だったスポーツ施設というのは、ちょっと厳しいという県の見解でございます。そういう中において、果たしてそれを前提に造るというようなことで協議機関を現在の段階で設けるというのは、ちょっと厳しい状況かなと、皆さんがもうそういうふうになってしまう恐れがありますので、そこは慎重に対応をしていきたいと考えております。以上です。

12番田口 127ページの労働費の中に、スポーツ交流人口拡大支援事業費とありますけれども、これは新規事業ということなのでですね、内容をどういうことをするのかということの説明をしていただきたいと思います。特に、労働費というのとスポーツ交流人口拡大というイメージがちょっと合わないとい

うか、つながらないので内容の説明をお願い致します。

産業振興課長 それでは説明を致します。スポーツ交流人口拡大確立支援事業なんですけど、これが24年度の緊急雇用創出臨時特例基金事業で行われる事業ということで、基本的には雇用がメインになっている事業になっております。目的なんですけど、要は川棚の自然や運動施設を活かし、スポーツ、レクリエーションをテーマにしたスポーツ観光プランを開発実施をし、プランの商品化や各種大会の誘致、それからスポーツ合宿ですね、それを推進し、誘致大会とか、チームの合宿化と言いますか、そういった定着化を図るということで、その企画運営、その誘致大会も含めませんが、その企画運営、支援スタッフを新たに雇用して、そういった交流拡大の人口を図るという事業になっております。中身についてはですね、グラウンドゴルフ大会の拡充支援とか、ノルディックウォーキングの体験教室の開催とかですね、それからスポーツ合宿推進ネットワークと言いますか、そういったところで合宿参加者を増やすとか、フットサル大会の開催とかですね、そういったスポーツイベントを行って、各町内の宿泊施設等と連携して、そういった交流人口を増やすという事業になっております。以上です。

1 2 番 田 口 それでこれは、委託料になってはいますけども、どういうところに委託するのでしょうか。

産業振興課長 この事業につきましては、観光協会の方に委託をするということになります。以上です。

議 長 次に進みます。9款、消防費148ページから179ページまでを行います。

1 3 番 森 田 町長の施政方針演説の中からお尋ねしたいと思っておるんですよ。153ページですね。これは教育費の中ですね事務局費の予算ですね。たぶんそうだと思うんですけど、スーパーバイザーという表現が出てきております。日本語ではですね臨床心理士と解説してありますけども、この人を配置してですね、小中学校の発達障害児あるいは不登校児の、これに対応するという説明を受けております。そのためのスーパーバイザー、いわゆる臨床心理士に関する費用として60万円ですね、60万円と言いますと推測したら一ヶ月5万円で、一年間の報酬じゃないかと思うんですけど、このスーパーバイザーという人が、今テレビで流行の、ああいうふうな心理士なのか、その人達がですよ、

発達障害もアドバイスし、不登校児もアドバイスすると、なんか分野が違うような感じを受けるんですけども、そういう専門家の人を、私の解釈ですが、5万円の報酬で一年間雇用すると、実際にそういう事案があると思うんですよ。そういうところをちょっとお尋ねしたいと思っております。

教 育 長 森田議員さんの質問にお答えを致します。

今、学校で非常に問題と言いますか、課題になっていることがございます。それは、いわゆる発達障害、LDとか学習障害とか、ADHD、多動傾向ですね、そういった発達障害と言いますか、そういった発達障害を持つ児童生徒にいかにか適切な指導を施していくかという、ここがなかなかできなくて、学校というのが、先生達も指導に苦慮しておりますし、あるいはまたそういった障害を持つ子ども達も学校にうまく具合に適応できずにいるという状態がございます。ここをいかにか解決していくかというのが大きな課題なんですけど、ここが学校の教員だけでは、非常に私は解決が難しいというふうに思っております。そこで臨床心理士の方をスーパーバイザーとして、いわゆる指導的な立場としてアドバイスをさせていただく、そういう役割の方として活用していきたいなと思っております。事業名としてはスーパーバイザーの活用による学校活性化事業としておりますが、教育振興計画の中で、重点目標の一番目に上げておりますのが、いきいきと活動できる学校の実現と言われております。要するに全ての子ども、あるいは全ての教師が、それぞれの自分の、なんと言いますかね、全ての子ども達がいきいきと活動できるためには、必要なことは、子に応じた手立てがしっかりと取られていくということだろうと思っております。その子に応じた手立てをとるときに、特に発達障害を持っている子ども達に対して、教師だけでは十分な手立てをとることができません。そういった意味で、臨床心理士の方をスーパーバイザー的に活用させていただく、そういった事業でございまして、よろしゅうございますでしょうか。

1 3 番 森 田 よく分かったんですが、心の相談室という制度がありますよね、もうちょっと前からやっていたらいいんですけども、スーパーバイザーというのは今年からですよ。専門家じゃありませんからよく分からないんですが、発達障害の人と不登校、いわゆる登校拒否と昔言いましたが、こういう人達とは質が違うような気がするんですが、それはやっぱりスーパーバイザーの人が一括して面倒見るといふのか、担当するとか、そういったことでいいですか。

教 育 長 今回の臨床心理士は、川棚中学校に派遣されておりますが、これが一週間に1回なんですね。じゃあそれで十分に効果が現れているかという、数値的にはほとんど効果は現れていないように思っています。今、現在川中で15名ほど不登校児童がおります。そうなってくると、そうした教師でもそうなんですけども、教師でも経験豊富な教師と、そうでない教師とおりますよね。臨床心理士も同じように経験豊富な方と、そうでない方といらっしゃると思うんです。そうすると今、川中に入ってきている、いわゆる臨床心理士の方が本当に効果的に使われているのかという、そうじゃないんじゃないかという気が致します。今、配置されている臨床心理士をもっと効果的に活用できるんじゃないかという気もあるんですが、そういった時に、より経験豊富な臨床心理士の方をスーパーバイザー的に使っていくと、もっとこういったやり方があるんじゃないかとか、直接当たるというよりも、当たり方を、指導の仕方とかをアドバイスしていただく。あるいは直接当たることもあるかも分かりませんが、それともう一つはですね、教師も非常に指導に悩んでいることがあるんですね。そういった教師の悩みを相談する役割としても期待をしているところでございます。

10番朝長 今回の臨床心理士の話なんですけども、そのアドバイスというのは生徒自身にもやるんですか、それとも教師にアドバイスをするんですか。どちらでしょうか。

教 育 長 両面ございます。一つは、実際に臨床心理士の方に授業をしていただいて、授業の中でどういうふうに対応していくかという、実際にやっていただくのを見る場合と、教師が相談して教師の相談に答えるという、両面を考えております。

議 長 朝長議員、所管になりますので委員会の折にお尋ね下さい。

4番堀田 148ページの消防費についてお尋ねを致します。

常備消防費でございますけれど、広域常備消防の負担金だろうと思うんですけど、私も今回、大いに利用させていただきまして、本当に助かったことでございます。本当に町民の方々も救急とかそういったことで大いに助かっているんじゃないかと思えます。そこでちょっとお聞きしたいんですけれども、一応、各市町村負担率があるかと思うんですけれども、ドクターヘリあたりにいくら、どのくらいぐらいの負担で町村はやっていらっしゃるのかお聞きしたいと思

ます。

総務課長 この常備消防費のうちに、本町で予定しております額というのは、年間、航空隊の負担金は21万9千円です。全体的にいくらかというのは、資料として持ってきておりませんので、後でご返答させていただきたいと思えます。

議 長 詳しくは直接お尋ね下さい。他にございませんか。

第2表、第3表についてはございませんか。一番最初の方ですね。それでは全体を通して一般会計の分で、もしあればお受けしたいと思いますが、質問の落としは。

3番福田 最初にちょっとタイミングを逸しましたので、45ページ。公営住宅関係なんですけれど、住宅使用料、いろんな金額が上がっておりますけれど、税収の方では徴収率出ていましたけど、この住宅関係におきましての徴収率をどのように算定されておられるのかお聞きしたいと思います。

建設課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

公営住宅の使用料につきましては、96.5%で計算をしております。以上です。

12番田口 第2表について聞き忘れましたが、第2表の債務負担行為というものは、一応、考え方を書いてあるだけのようなんですけども、実際にこういう代位弁済に対して本町が負担をすることになるっていうケースは、どのくらい発生しているものなんでしょうか。

産業振興課長 お答えします。代位弁済につきましては、21年度に1件あっております。その前にもあっておりますけども、今資料を持ち合わせませんので分かりませんが、毎年ということではなくて、何年かに1回そういったところで発生をしております。

議 長 これで「平成24年度川棚町一般会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に、「平成24年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。181ページから234ページまでです。

14番久保田 188ページから193ページまでですね。この収納率です。前年度と比べて全体的に収納率が低くなっております。特に、この介護納付金分

の過年度課税分、これなんかは34ポイントも下がっております。どうしてこういうふうにならされたのか理由を教えてください。

健康推進課長 お答え致します。収納率につきましては、過年度分につきましてはですね、収納見込みの分でかなり厳しい状況にあると考えております。雇用情勢も大変厳しい状況から、過年度になると全額、いわゆる課税年度に徴収できるとというのが大変厳しい状況になっております。よって前年度一応、見込みで100%にしておりましたが、現時点でも全額収納というのは大変厳しい状況にあるということで、収納率を抑えて予算計上をしておるところでございます。それと現年度分についても前年度より若干ではありますが、収納率を抑えております。この分についても、当然、料金改定を実施を致しております。その分を加味して若干、減収するのではないかという見込みで収納率を下げているという状況でもございます。以上です。

15番山口 234ページでございますが、保健事業特別対策事業というのが上がっておるわけですが、これは特定検診その他を含めたものだろうと、その予算がですね、昨年70万9千円に対して、今年は181万6千円と倍以上になっているわけですね。これは説明によれば、いわゆる特定検診の受診向上等に向けて倍増までしないと啓発その他ができないのかと、そして今までどういう手立てをやってきたのか、予算の額はですね100万円代にしてもですね、前年度比倍増の予算を組まなければいけないと、今までどういうふうなかたちで特定検診その他の、いわゆるいろんなかたちでの施策に取り組みされたか。そして倍増になった理由というのも説明いただければと思うんですけども。

健康推進課長 235ページの比較で、いわゆる倍額以上ということになります。この分につきましては昨日、説明を致しておりました特定検診の受診料、特定検診における情報提供手数料という分を24年度から掲げているという状況でございます。特定検診につきましては、医療機関に受診をされている方も対象者ということになるということで、説明を致しましたが、その分については、医療機関にかかっている方は、なかなか個別の特定検診を受けに来られないということがあります。その分で医療機関に受診をされた分の情報をいただくということでの手数料で予算計上をしておる分でございます。その分の委託料が78万4千円、この分が主な増額の分でございます。それと今まで、受診向上対策はしていなかったのかということですが、当然、広報にお知らせをし、

受診勧奨についても、いろいろしてはりましたが、なかなかですね受診率が上がってこないというのが、皆様方も受診されたかどうかというのがありますけれども、なかなか少ないんですね。どうしてもですね、その部分で、のぼり旗等も作成をし、受診勧奨をしていきたいということで考えております。以上です。

1 5 番 山 口 皆様方も受けられたかどうかということなんですけど、私は退職しまして毎年受けているわけですよ。そして昨年ですね、これは6月だったと記憶していますが、前期高齢者になりましたですね、受付が途端に変わったわけですよ、そしたら受付だけで1時間以上待たされてですね、これならもう行く気はしないなと思ったんですよ。それまではですね、65歳未満の時には、私と言われましたから言いますけれども、とにかく受付はすつと行ったんです。ところが65歳になった途端ですね、前期高齢者になった途端ですね受付が違うわけですよ場所が。そしたら受付で延々と1時間なんですよ。そしたら65歳未満の人は入ってきてすつすつすつと行っている。なんでそこに差が出るのと、そしたらこれは今年は何かこんなに時間を取られるならい行くまいと、そんな気持ちにさせられるようなやり方なんですよ。だからこれは特定検診の対象者というのは全て一緒ですから、別に前期高齢者だろうが誰だろうが来た順番に受付するというのが常道じゃないかと、だからそういった部分も非常に受診率がだんだん、だんだん悪くなる可能性もあるんじゃないかと。だからそういった点の工夫というのは、自分が実際、その立場にならないと分からないと、そうしてもう一つがですね、特定検診を受けましたらですね、5月の末から6月にかけてなんです。その次は何があるか。結果報告は一ヶ月以上後なんです。7月の下旬か8月の中旬だろうと記憶しています。私も行っていませんんで、それに行かなければ結果を教えてもらえないと、じゃなんかなんとなく2回も3回も通わないといかん。しかも散々待たされたあげく、そしたらだんだん、だんだん面倒くさくなって行かなくなるわけですよ。だからそういったところがもう少しスムーズに行くような工夫をしなければね、各人に自分の健康のためですよ来て下さいと、来られた方にはすつと極力待たせないようにしていくようなシステムをとらないとですね、同じようなことが起こるんじゃないかと、それで受診率の向上を手立てしていますと、だからそういった部分をもう少し具体的にやっていただきたい。以上でございます。

健康推進課長 ご指摘の分は以前もお伺い致しております。今後、どのような対策ができるか、各課係内で協議をしたいと考えております。以上です。

1 4 番久保田 関連してです。65%を達しないとペナルティがかかると思いますが、今その受診率が何%ぐらいまで行っているのかというのと、それからこの5項のところですね、昨日の説明でありましたように、重複と多受診者にかかる指導等、それとかジェネリックですね、どういうふうに指導を徹底されていくお考えなのかお尋ねします。

健康推進課長 ご質問にお答え致します。受診率でございますが、12月末までの分で集計がしてある分がございます。現時点で本町特定検診の受診率27.4%です。これには脳ドックの分の受診率が加味されておきませんが、これとあまり変わらない、若干、上がっていただけかなと考えております。それと多受診関係の分でございますが、在宅の看護師、保健士等を雇用致しまして、国保連合会からの情報提供もございますので、その分を管理をし、各家庭の方に訪問をするということで計画を致しております。以上です。

議 長 質疑なしと認め、これで国民健康保険事業に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を行います。245ページから269ページまでです。

1 4 番久保田 253ページについてお尋ねします。ここの特別徴収とですね、普通徴収、この構成を教えて欲しいというのと、ここに書いてあるのは見積もりの額だと思うんですね。過年度分も現年度分もですね、この調定見込み額とか収納率とかがあっていうのは、前年度には書いてあったんですけども、ここはどうして書かれていないのかお尋ねします。

健康推進課長 253ページの特別徴収、普通徴収の割合でございますが、特別徴収を7割、普通徴収を3割と致しております。特別徴収につきましては、100%の収納ということです。普通徴収につきましては、97%で計上を致しております。なお、ここに収納率等の記載がないという分については、申し訳ありません。ここの部分で記載が漏れていたんだらうと考えております。今後気をつけてまいります。以上でございます。

1 4 番久保田 ここに滞納繰越分が36万円というのがあるということは、本町

の後期高齢者の方達に短期保険証が渡っていたり、資格証明書が渡っていたりということはないでしょうか、尋ねます。

健康推進課長 短期保険証の分については交付を致しております。やむなく交付をせざるを得ないというところがございます。どうしても、ただ、今の時点で3件だったかなと思いますが、その分で出させていただきます。以上です。

議 _____ **長** これで「平成24年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 _____ **長** ここでしばらく休憩を致します。

(…休 憩…)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 _____ **長** 次に「平成24年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する質疑を行います。271ページから319ページまでです。

14番久保田 二点についてお尋ねします。まず一点目は、301ページの3、地域密着型介護サービス給付費、これが前年度と比べたら1,200万円の減額となっております。これはグループホーム等だと思imasるので、その減らされた理由が一点です。もう一点は、昨日、お配りしてもらった広い表です。この中の右下の介護予防事業費等包括的支援事業費、任意事業というのがあります。ここの町の方針、制度の上限額は3.0%ですけども、町の方針が2.37%となっております。これは前年度は2.83%で、ここで0.46ポイント下げられているんですね。そして介護予防事業費にあたっては、前年度は1.32%だったのが、24年度は0.66%となっております。この介護予防事業費だけをですね、1.32%で、第5期事業計画を計算すればですね、1,416万6,649円、介護予防事業費が減るわけですよ。0.66にしてもですね、708万3,324円、去年としたら減るわけですよ。だから全体的に見てもですね、ここの部分が493万6,862円減るんですね。どうしてこ

んなに地域支援事業枠の町の方針、下げられたかお尋ねします。

健康推進課長 まず地域密着型の介護サービスの分の減額の分だと認識しておりますが、グループホームの利用者にかかる給付費でございますが、前年度比較致しまして給付費があまり伸びていないということで減額をしている状況でございます。それと二点目については第5期の関係の分かなと思いますが、その分については、別の委員会で審議するという事になっているかと思いますが、今年度の予算の関係では関係するでしょうか。もう一回、確認します。

1 4 番久保田 グループホームの給付率が伸びていないということは、待機者がいないということで考えて良いんですか、どうなんでしょうか。

健康推進課長 待機者がいないということではなくて、待機者はあります。この分で月の平均の分で見込みで計上しておりますが、前年度見込みよりも月の平均の給付費が少なくなっているという状況でございます。以上です。

議 長 他にございませんか。

1 4 番久保田 309ページ、ここにですね、4款1項2目の中の12、役務費があります。14万2千円という金額は少ないんですけども、ここは介護される家族の方達の心配事の相談ということで、これは上がっている大事な事業だと思います。それが、前年度は18万7千円で4万5千円少なくなっているんですね。この世の中、老老介護とか、いろんな問題が上がっているときに、ここを減らすべきだったのか。金額は少ないけども大事なものだと思うので尋ねます。

健康推進課長 309ページの12節、役務費の減額の分でございますが、これにつきましては、介護給付費のですね適正化対策事業ということで、前年度700通を予定を致しておりましたが、550通に減ったというところで減額になっておるというところでございます。いわゆる郵便料の減額が主なものでございます。以上です。

議 長 次に、「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。321ページから354ページまでです。

5 番 三 岳 335ページの一般会計繰入金、説明では歳入不足ということであります。このことはですね、将来的に考えますとですね、いわゆる独立採算、いわゆる公営企業としてした場合ですね、いつそういったかたちになるのか分かりませんが、これはおそらく下水道料金を引き上げないと独立採算やっ

けないと、まだあの下水道の建設途中でありますから、今すぐということではないと思いますが、非常に多額になっているということで、料金等の改定、そういったものについてはですよ、将来的に考えておくと、独立採算に移行した途端大幅な引き上げということにもなりかねないという気がするわけでございます。そういった意味でですね、いつ頃そういったかたちに移行しようと考えているのか、今の時点で分かっておればお聞かせいただきたいと思います。

水道課長 確かに、議員おっしゃるように一般会計繰入というのは、3億程度の毎年大体同じ額を一般会計繰入金を入れておるところでございますが、これが料金改定も20年ですかね、致しまして1年かけたときに使用料の改定を行って、その後4年ごとに見直していくということで大体、今考えておりました、ちょうど来年25年度が見直しの時期になってきております。ですから24年度中に大体、見直すか料金を改定してどうするかというのも、一つの政治判断もあるのかどうか分かりませんが、料金改定等については見直すものであれば見直しをしていくようなことで考えているところでございますが、法的事業というようなことも言われましたけども、確かに今はまだ建設の事業と言いまして、そういったまだ建設の事業の方で運営しておりました、なかなか先の見通しというのは、いつなのかという計画は持っておりません。平成31年というのを大体今の計画の中では最終年度の建設事業というのを持っておりますけれども、そういった時期をにらみながら、今後そういった時期等も検討していく必要があるんじゃないかという程度の検討はしておりますけども、明確にいつ頃かというのは、まだ申し上げるような段階ではないということでご理解を頂きたいと思っております。

1 2 番田口 ただいまの一般会計からの繰入金に関連してですが、支出を見みると管渠の建設費が1億3,500万円で、それから元金の償還が1億9,700万円ということで、合わせれば3億円余りになります。その今の一般会計の繰入金のことですけれども、そのたまたま計算して足りなかった分を単純に繰り入れただけなのか、それともある一定の、例えば管渠建設費とか元金の償還とか、ある一定の期間が来ればなくなるものであるから、それに相当する額ぐらいを一般会計から当面繰り入れておくと、いずれはそういうものがなくなって独立採算にいけるとか、そういう考えというものはないのでしょうかということをお聞きします。

水道課長 一般会計繰入金につきましては、公共下水道事業につきましては、説明の時に申し上げましたように、事業に対しては財源手当と致しましては国庫補助金というのが5割の補助がございます。それとあとは受益者負担金というもので、そういった補填財源としてはあるわけございまして、その他が大体不足する額というのは一般会計からのということになっていくんですけども、なかなか額的には3億という額で大変大きいわけございすけども、これは地方交付税の交付税措置で、このうちの23年度につきましては3億程度の繰入金の中で、23年度につきましては2億程度の地方交付税措置があっておるものでございまして、実質的には1億程度の繰入金、実質的にはそういう額になっていこうかと思っております。これにつきましては、いつ頃これがなくなるのかという質問でございますけれども、なかなか建設事業を続けていく限りにおきましては、なかなか多額な経費がかかる事業でございますので、建設を続けていく年度におきましては、なかなかこれの一般会計の繰り入れなしというのは、ちょっと不可能じゃないのかなという判断は致しております。以上でございます。

議 長 他にございせんか。これで「平成24年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議 長 次に「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を行います。355ページから379ページまでです。歳入歳出同時に行います。

5 番 三 岳 366ページですね、これも一般会計繰入金なんですが、120万円を計上してあります。これはですね、歳出の方でいきますと375ページの財源内訳で見ますと、その他に120万円とありますので、おそらくこの分かなという想定ができると思うんですが、これの内容、要するに一般会計から繰り入れる理由と言いますかね、そういったものをちょっとお聞きしたいと思います。それと合わせましてですね、これは廃目になっておりますが、従前、猪乗簡水を建設するとき、一般会計から昨年度でいきますと160万円の繰り入れがあっていると、これは起債償還の分だと思っておりますが、今回、水道の予算を見ますと、その分が繰り入れをされていないということで、これは償還が終わったのか、そこらへんをお聞きしたいと思います。

水道課長 二点ほどありまして、まずは一般会計繰入金のことでございますけれども、やはり事業運営をやっていく中では収入として、木場の簡易水道でいきますと水道の使用料と、あとは加入者等があれば加入者負担金等が、そういったことで収入でございます、支出につきますと施設の維持管理とかメーターの検針業務とかが発生し、あとは水質検査業務というのがあります、そういったものの収入と支出のバランスの関係で、どうしても財源が不足するというので一般会計繰入金をお願いしております。特に、木場の地区につきましては、前回、猪乗もありましたけれども、木場の地区につきましては水源が2ヶ所ございます。そういったことで猪乗はですね1ヶ所であったんですけども、水質検査法上、それぞれの水質検査を年間に、それぞれの井戸で行うというようなことでございまして、猪乗から致しますと木場の方は2ヶ所ございまして、そういった経費も2倍かかっているというようなことでございまして、支出の方がどっちかといいますと、水道使用料に対しての支出というのが、どうしても多くなります。そういったことでの不足する分を一般会計繰入金での受け入れをお願いしております。従来までの猪乗の簡易水道につきましては、起債償還は若干残っております。そういったことで今年度は、上水の方での償還ということで組み替えさせていただいております、上水の方でその償還当たりを計上しているところでございます。

5 番 三 岳 要は、その財源の性質と言いますかね、そういった中でですね、従来は猪乗簡水に対して一般会計から繰り出して、いわゆる起債償還をしていたと、しかし今回、水道事業でみるということになりますと、これは財政的に黒字から繰り入れはしないということに捉えてよろしいんですか。

水道課長 先程、一緒に言えばよかったんですけども、今回、猪乗地区を上水へ経営統合をしていくわけでございますけれども、そういった中で資産の譲渡というのを、今、猪乗にある施設というのを無償で上水の方に移管をさせていただいております。その代わりというわけではないんですけども、起債償還をみますよということでの、協議の中で猪乗の分につきましては上水の方で償還についてもみていくというふうなことで協議して決定しておるところでございます。

5 番 三 岳 例えばですね、水道事業が赤字ならですよ、これは例えば一般会計から補填をせんばいかんわけでしょ。繰り入れをしないと償還できませんと

いうかたちになるわけですね。ただ今あの、あといくら残っているか分かりませんが、統合をしたと、その結果、上水で全部みるんだよと、しかし元々のは建設のことを考えますとね、これは元々要するに一般会計で建設をしたと、ただ便宜上ですね、簡水というかたち、そして現在は上水へ統合というかたちをとっているわけですから、やはり基本的には私は一般会計からですよ、当然、繰り入れをすべきじゃないかなという気がするんですが、まあそこは見解の違いであれば、それはそれで結構です。

水道課長 確かにおっしゃる気持ちは分かります。分かるんですけども、先程申しましたように資産の譲渡というのを、施設を譲渡というのをさっきも言いましたように、上水の方に譲り受けたと、施設を町の方に簡易水道の町の施設のものを水道企業の方に無償で施設を譲り受けたということですね、その代わりじゃないですけども、償還については町の方で、水道企業の方でみていこうというような協議の中での決定でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

町長 今回の統合というのは、施設の統合じゃなくして経営の統合ですね、だから経営を統合するわけですので、当然、統合した後は猪乗簡水の償還についても水道事業から支出をするというのが、基本的な考え方だろうと、私は理解しております。

5番三岳 課長から気持ちの問題と言われたんですけども、私は逆に言いますと、今、事務所の使用料ですよ240万円というのを、要するに上水から一般会計へ出しているわけですね。そういうことであれば極端に言えば、それを下げて繰り入れたかたちというのはとれないこともないんですよ。だから気持ちの問題と言われたら、私はちょっと納得いかないんですね。ただそういうことで割り切って、今、町長が答弁されたようにですね、あくまでも経営を統合したんだと、だからこっちで面倒をみるんだよという答弁をいただければ、私は別にそれでも構わないと判断するわけですけども、気持ちだけで言われたときには違うんじゃないかということで、一応、反論をしておきます。

議長 これで、「平成24年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」に対する質疑を終わります。

議長 次に「平成24年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を行

います。別冊で予算書は出されております。歳入歳出同時に行います。

5 番 三 岳 今回の平成24年度水道事業の予算につきまして、様々な懸念と申しますか、問題点をはらんでいる第7次の改修事業であります。このことについてお尋ねをしたいと思います。

予算書をいただきまして、中を見ていって本年度の予算、いわゆる第7次の改修工事にかかる予算というのが、4億2,575万円というふうになっております。さらに債務負担におきましては平成25年度6億2千万円、そして26年度が6億円ということで、これを3年間でトータルを致しますと16億4,575万円となります。このことにつきましてはですね、私は昨年4月以降の任期でございますので、それまでの常任委員会、経済建設文教委員会、そういった中での行政からの、町長からの説明があったものかどうかというのを確認しましたら、これはほとんど聞いていないということでございます。さらにはですね、この予算を出す前にですね、設計ができたよという段階で議会に対しての説明もなかったということで、先般、取水協定の見直しの時には2回も3回も全員協議会を開いて、その中で詳細に説明があつて、一言一句の修正まで提案をされ、お互いに協議をしたという経緯もございます。そういったことができてきた中でですね、この先程言いました16億余りのですね、非常に大きな事業、ひいてはですね現在の浄水場というのは、戦時中に建設をされて、ろ過池等につきましてはですね、現在も使っていると、70年以上が経過しているわけですね。そしてまた今回、こういった大きな事業費が上がってまいりますと、私どもの判断としては、これはやはり水道の50年先、100年先にも影響をすることじゃないかということで、非常に議会に対しての説明がなかったと、事前の説明をしてですよ、こういった計画ができましたと、そしてなおかつ平成24年度の予算計上をしたいというのが筋じゃないかなということで、議会軽視とは申しませんが、それに近いんじゃないかなという気が致しております。そういった中でですね、私が今回の予算書を見た中でですね、ちょっと疑問と言いますか懸念を抱いたことが何点かございまして、ご承知と思いますが、一般質問の通告にも上げております。

まずですね、現在地での改修という予定だろうという推測ができます。そして今まで第7次の改修につきましてはですね、様々なところでいろんな答弁と言いますか、そういったものも一部聞きました。そして移転する場合ですね、

例えば岩立に移転するという考え方、その場合はいくらかかりますかという質問がされたときに10億程度ということで聞きました。そういった中でですね、今回は16億を超しているということで出ております。これはたぶん計画を作って町長にこういう計画ができましたという話はされておって、町長がゴーサインを出されて予算化されたものというふうに思うんですよね。そういった例えば、現在地での改修と、移転した場合の新しく新設と言いますかね、そういったものの費用の比較をなされたのかどうかですね。

それと、例えばですね現在の山道浄水場というのは、堤防よりも低い位置に事務所、そしてろ過池は若干高いんでしょうけれども、機械、ポンプとかそういったものを地下に設置をしてあるということもございます。そういった意味で、例えば大雨とかそういった洪水による浸水等に対する対策、そういったものができているのかとどうかというのも、私どもは今の時点では分かりません。

それとですね、再々言われるんですが、今の山道浄水場そのものが手狭であるということは、これまで何回か指摘があつてと思います。町として、例えば将来企業誘致をやるんだよと、そういった中で水を必要とすると、そして更に敷地を拡張してですよ、ろ過池を設置したりと、そういうスペース的な余裕があるのかどうかですね。もし今後更に水の需要が増えた場合にですね、その対応ができるのかどうかですね。

それとですね、せっかく金をかけてするのであればですね、例えば東京の水というのが、現在非常においしいと、ペットボトルに入れて売つてあると、そういったいわゆる高度浄水処理というものもあるわけですね。そうしますといろんな懸念といたしますか、カビ臭がするとかですね、トリハロメタンと言いますかね、発がん性物質のですね除去までできるという、最新の水処理システムもあるわけですね。そういったものまで検討されたかどうかですね、その点をまずお尋ねをしたいと思います。

それとですね合わせまして、現在の3年間の改修事業と、これをやった時に、料金の引き上げ、そういったものにつながるのかどうか、それと合わせましてですね、冒頭言いましたように、これ3カ年ですから、今回の議案が出されて議決をするということにはですね、どういった事業内容か分かりませんが、3年間ですね、これを継続してやってしまうということにつながるわけですから、その点、今縷々お尋ねをしましたが、お答えをいただきたいとい

うふうに思います。

水道課長 確かに議員が今おっしゃるように、第7次拡張というのは、一年前の予算委員会の中では、23年度の新年度予算の委託業務等を計上する中で若干触れて説明はさせていただいております。そういったことで今の議員さん方に対しましては詳しい説明はしていないということがありまして、大変申し訳ないと思っているところでございます。

今質問の中で触れられた、移転しての話でございしますが、10億という話がどこからお聞きになったのかよく分からんとですが、今浄水場の建設、うちの方も今回、別途に移転しての比較というのは実際行っていないわけでございますけれども、常識的に、一般的に考えられております比較というのものがありまして、浄水場の建設に影響する、工種でいろいろと変わってくるんでしょうけれども、工事の規模とか、送水ポンプの規模、管理施設方式や、監視機能、あらゆる浄水方法によってもいろいろあるんでしょうけれども、一般的に川棚町のレベルの一日1万トンぐらいのレベルでいきますと、一般的な浄水方法を基に1トン当たりの建設費用というのを概算でだいたい出してあるものがございまして、方法としては凝縮沈澱池に急速ろ過を組み合わせた活性炭処理というのが、こういったものでの建設費がどうかというような試算がされているものがございまして、それでいろいろ仕方もございまして、うちの浄水場のレベルと言いますか、先程三岳議員も言われました東京都のようなものは、高度浄水処理ですので、そういったレベルとうちの川棚町でしています浄水のレベルというのが違いますので、そこまで高度処理じゃないレベルでいきますと、だいたい m^3 当たり30万という浄水建設費というのが、今まで過去の実績の中からそういうのが割り出されております。そういったことで、これが1万トンというようなことで、一日最大当たりを考えていきますと約30万円、約30億ですね、30億というのが建設費用だろうという判断はつきます。これはあくまで建設費だけのものでもございまして、今三岳議員が言われる別の新たな土地に、土地を求めてそれを造っていくとなれば、それまでの土地の用地とか、そこまでの送水管、導水管、また場合によっては配水池も新たに造る必要もあるんじゃないかということも懸念されますので、30億の経費が主な数字となっていくんじゃないかと思います。

二点目は、ご存知のように山道浄水場というのは、旧軍の施設を譲り受けて

おりまして、確かに河川が氾濫しますと、溢れた水は浄水場内に流れ込みまして、1階の電気室、地下にありますポンプ室ですね、そういった棟に浸水して、おそらくポンプが浸水しますと取水不能になります。そういったことをございまして、初日に給水条例の改正の中でも町長の方から申しあげましたように、今回の第7次につきましては、4項目の川棚町における山道浄水場の検討事項というようなことで、緩速ろ過方式の前に前処理の装置を設置しまして、濁度は軽減して緩速ろ過池に流水するという方式。

二点目が、電気計装の更新というものがあります。それとか浄水池の能力の調節、それから浄水場の浸水対策等と、これはいわば山道浄水場では、長年の懸案事項でございます。そういったことを東日本大震災じゃございませんけれども、そういった想定も考えられますこともありまして、そういったものを今回、事業の中で先送りはできないんじゃないかということもありまして、計上しておるところでございます。かなり事業費につきましても、今おっしゃったような、13年間トータルしますと16億という額になるかと思えます。これは今、当初議会でも説明しましたように、今猪乗と経営統合して変更に向かって県の方に提出していかなければ統合はできませんので、そういった変更業務の中で、今概算事業費的なものを、そういった変更業務の中で設計の積み上げを計上しなければなりませんので、そういったものを加味したものを計上致しております。これにつきましては、あくまでも平成32年を目標年度としたところのですね、給水人口、最大給水量でございまして、そういったもので最大限といいますか、今考えられる概算事業費的なものを計上させてもらっているところがございます。これにつきましては、取水量につきましても現行の取水に企業誘致等を対応した取水量というのを約3,000トン、一応、見込んでおります。ですから企業誘致等があったときに対しましても対応出来るような給水能力を持てるような装置を検討しておるところでございます。事業費につきましては約16億ですから、大変、私も事業費は多額だという認識は十分致しております。そういったことで水道事業につきましては、これまで長期計画整備計画を立てておりまして、そういった中で随時年次計画を立てておりまして、その中で随時執行しているわけでございまして、今申しました事業につきましても、今考えられる概算的な事業費でございます。また、今後来年以降、新年度で実施設計業務等を予算計上させていただいておりますので、そういっ

た設計業務の中で精査をさせていただいて、詰めていけるものがあれば詰めていきながら、工事費の縮減には努めていきたいというふうに考えておるところでございます。そういったことで16億は最高の限度額ということで認識をしていただければと思います。

料金改定のことをごさいますけれども、今年、ちょうど整備計画を見直しておりますですね、今後またそういったことで料金等の改定というのがどうなるのか、はっきり今のところはつかめておりません。整備計画からいけば、そういったことでないようなことで対応出来るんじゃないかというような判断を致しておりますけれども、まあそれも今後更に整備計画を立てて詰めていきながらの判断になっていこうかというふうに思っております。以上でございます。

5 番 三 岳 最後に、課長の方から料金改定はしなくてもいいんじゃないかと、16億かかるわけですよ。今の説明では、移転した場合30億という数字が出てきたわけですね。しかしこれは設計も何もしていない段階でしょうから、例えば16億ですよ現在の機器更新ができると、急速ろ過池を一基造って16億ですよという、今説明でしょ。ということはですよ、あと用地を購入するとか、例えばろ過池を新たに造るとか、そういったものがプラスされるだけであって、私はその30億という試算、今言われたのは1㎡当たり30万ですよというベースで30億という言葉が出てきたわけでしょ。今の浄水場で考えればですよ、一日1万トン作るとしてですよ、16億かけるわけですから、その単価じゃないと思うんですよ。ですから私はこの金額で比較をするんじゃないかと、昨年の東日本大震災でですね、行政が今から町民に説明していく中でですね、例えば想定外という言葉は使えないと思うんですよ。例えば、その大雨洪水等による浸水に、予防しておりましたけども浸かりましたというのは、それはもう今回、新たに極端に言えば今の浄水場を完全にリニューアルするようなかたちになるわけでしょ。そういった中でですよ、もしそういう浸水被害等が起こったときに行政の責任としてですね、私は想定していませんでしたということは、今から使えないと思うんですよ。ですから、今回そういう新しくリニューアルするというふうになったときにはですよ、いの一番にそのことを考えるべきじゃないかという気がするんですよ。ですから私は、この第7次についてはですよ、もう少し検討と言いますか、再考していただいて、認可申請のことを言われたんですよ。すぐせんばいかんけんという話は聞きました。

しかしそれはね、議会の方も今初めて、そういう7次の中身をですね教えていただくわけですね。そういった中で、じゃあ水道に対する安心、安全というのを担保できたかということになりますとね、それはまだ説明を聞いてないから分からないんですけれども、少なくともですね、もう少し十分説明をした上で、まあ町民の代表である議員が納得した上での事業推進というかたちがとられるべきと考えますがいかがでしょうか。

水道課長 申し訳ございません。先程説明すればよかったですけれども、今言われました浸水対策につきましては、今回そういった対策を考えた中での整備を考えております。と言いますのは、図面でご説明すれば一番いいんでしょうけれども、ちょうど今議員もご存知かと思っておりますけれども、浄水場の入り口、川棚川から事務所に入っていく堤防敷きというのが一番浸水の、一番入ってくる高さで5.59mなんですね。ですから5.59mで下りてきて事務所の前でいきますと3.91となりまして、1m68事務所が下がっております。ですから川が氾濫したときには、今の事務所の方に自然に入りまして、ポンプ室に流れていく、平成2年の時もそういうことで一部浸水しておるのが現状でございます。そういったことでございますものですから、今回は電気ポンプ室、今の管理棟というのは別に考えないで、新たに緩速ろ過池の1号、2号というのが、ちょうど波佐見側からいきますと1号、2号というのがあるわけですが、これを一応、7つあるろ過池を、この2つを今回取り壊しまして、そこに新たに管理棟とポンプ室を持ってくるという計画を持っております。高さ的にも、今三岳議員が心配されておりました浸水対策というの、ですから地盤高というのを管理棟の地盤高というのを、河川の5.59という一番低いところがあるんですけれども、これより41cm高いところで管理棟の底のレベルというのをかさ上げしまして、ちょうど今ろ過池の低盤と言いますかね、ろ過池の低盤ぐらいの高さに事務所の高さっていくというようなことで、浸水対策をそこで、管理棟、ポンプ室には浸水しないというような対策を講じることを計画を持っております。そういった計画であるんですけれどもいいでしょうか。

5番三岳 今、費用のことをおっしゃったわけですね。例えばこれを移転した場合でもですよ、今言われた事務所とか管理棟ですね、それと例えばポンプ室そういったものについても新しくするとおっしゃるわけですから、例えば現在地で新しくするにしても、移転先で建設するも、金額変わらないわけですよ

ね。例えば新たに土地を取得する用地の取得費とか、例えばそこから配水池につないでいく送水管と言いますかね、それと現在の水源から引き込む導水管と言いますかね、そういったものの敷設費がプラスされるだけであって、費用的には、私は大きなものは変わらないという気がするんですね。そこはあとで説明してもらっても結構なんですけど、最後に一点お尋ねをしたいんですが、議会初日にですね、統合議案が出ましたよね。その中でおっしゃったのは、3月中に事業認可申請をせんといかんということで、急いでるんですよということをおっしゃって、もしですね場合によっては、私はこの議案に対する修正議案を出したいというふうに思ってるんですよ。そしてもし、この事業がですね半年なり一年なり延びたといった場合ですね、事業認可申請をできない状態になった時にはですよ、その事業は延びるわけでしょうから、半年、一年間延びたときにはですよ、計画が後にずれこむだけなのかですね、例えば県等にそういう修正をするときに、もう3月中にしておかないとどうしようも認可されないんですよということなのか、その一点だけを確認したいと思います。

水道課長 認可のことですけれども、今回、変更認可申請を提出していく中には猪乗の経営統合というのにも含まれた中での変更認可というのが入っております。そういったことの絡みで、取り下げというのが、私もはっきりできるのかできないのか分かりませんが、そういった絡みの中でどうなっていくのか、経営統合がどうなっていくのか県の方とも協議をしないと、なかなかそういった遅れた場合にどうなのかというのは、ここで明確な回答はできないような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

1 2 番田口 21ページの営業外費用の中の納付消費税の項目ですけれども、前年は232万7千円を計上してあって、本年は消費税は計上してないのはなぜでしょうかということと、消費税ということであれば水道料金の5%というくらいの考え方ではないかと思っておりますので、水道料金は3億円あると思えばですね、前年の230万円でもだいぶ小さい数字じゃないかと思われそうですが、その点はどうかということをお伺い致します。

水道課長 お答え致します。消費税、要するに納付消費税というのが、ここに上がるわけですけれども、平成24年度につきましては前回も一度話していたかと思うんですけども、納付消費税というのは、水道料金として受け入れる場合が、消費税の仮受消費税というんですよ。水道料金に受け入

れをするときには仮受消費税、工事をしたりしますと仮払が発生します。これが仮払消費税というんですよね。ですから納付消費税というのは、仮受消費税マイナスの仮払消費税でございます。ですから今回、このゼロというのですね、今も説明しておりますように、要するに仮受消費税よりも仮払消費税、まあこの第7次拡張の事業の関係もございまして、この24年度につきましては仮払消費税が多くなることが明白でございます。そういったことで、これはですね還付になるという判断を致しております。普通は納付消費税ということで、普通の予算の中では、普通は納付消費税が通常でございますので、上がってくるわけでございますので、ここにはいくらかの額が当初、上がってくるんですけども、24年度につきましては、そういったことで仮払消費税となるのが明白でございますので、ここで予算を計上していないということでございます。

1 2 番田口 仮払消費税というのは、どっちにしろ払っているわけですよね。

納める消費税はどこに入っているんでしょうか。この予算書の中では。

水道課長 仮受消費税、仮払消費税も帳簿で支出をするものですから、予算書に出てこないんですよね。消費税も含まれて払っていくんですよね、仮払消費税も。

議 長 ちょっと説明がしにくい面もあるようですので、制度の理解を含めるためにせつかくですから休憩をしたいと思います。

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 他に質疑はありませんか。

3 番福田 第7次拡張計画で16億余りということで、庁舎建設がそれより以下じゃないかと思うんですけれども、会計が違うと言えばそうなのでしょうけれど、町民としては同じ借金をして事業を行う中で浄水場の建設が、それほど急ぐのか、議会の中と言いますか、行政側もそうでしょうけど、庁舎建設がかなり急がれていると私は思うわけです。だからそこらへんの順序と言いますか、そこらへんを町長としてはどのようにお考えでしょうか。

町 長 浄水場の拡張工事と庁舎建設とどっちが先なのかというようなご質問だったと思うんですけれども、実は庁舎建設につきましては、私が就任を

してから今のような判断をしたわけでございます。ただ、この浄水場の拡張事業につきましては、すでに24年度から着工すると、23年度にはその前段の認可変更申請の業務をするんだという方針は決まっていたようでございます。そういったかたちで23年度予算を計上しております、これはどちらも重要な事業でございます、並行してできるものならばそういうふうにしたいということで今回、計上したところでございます。

そこで関連してちょっと考え方を申し上げたいと思うんですけれども、これは三岳議員からも大変、質問がたくさんありましたけれども、そういった経過の中で23年度につきましては予算計上の折に、予算の審議の折に、認可変更業務についての委託料を計上したときに、当時の議員さんには十分説明をしておったと思います。ただその後に改選がありまして、半数の方が変わっておられまして新しい議員さんには今日まで十分説明する機会がありませんで、その点については誠に申し訳ないと、深くお詫びを申し上げます。ただ、担当課と致しましても、23年度で認可変更の申請をして、その成果が最近できたところでございます、説明する材料も確かになかったのではないかと、こう思っております。やっとその認可変更申請のための材料ができましたので、それに沿って新年度はまずは実施設計業務を委託をしようということで予算を計上し、早いところでは工事にかかろうというような計画でございます。したがって、やっとうまく説明出来る段階になりましたので、この24年度の予算の中で審議をしていただくときに十分説明をしようというような考え方でおったことを申し上げておきたいと思っております。ただ三岳議員の質問の中で、以前、現在地以外に建設をするんだという説明をしたとかしないとかという話がありましたけれども、実は私が就任致しましてから、担当課の方とも全くそういった議論をしたことはございませんで、当然のごとく私としては当初から現在地に更新をするという考え方で進んできておりますので、先程、ご質問の中でご提言がありました、いわゆる移転、建設予定地を変えるということにつきましては、そういう考え方もおありになるんだなということで受けとめているところでございます。以上でございます。

議 長 他にございませんか。これで「平成24年度川棚町水道事業会計予算」に対する質疑を終わります。

議案第20号「平成24年度川棚町一般会計予算」から、議案第26号「平

成24年度川棚町水道事業会計予算」までは、審査を行っていただき、本定例会の最終日までに審査報告書の提出をお願いを致します。

議 _____ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会と致します。お疲れ様でした。